

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 差押債権取立請求控訴事件

国側当事者・国

令和元年6月5日棄却・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成30年11月16日判決、順号2018-41）

判 決

控訴人	Y株式会社
同代表者代表取締役	D
同訴訟代理人弁護士	西坂 信
同	甲村 文亮
同	廣川 英史
同	平塚 雄三
同	大島 貴文
被控訴人	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	世良 正治
同	須波 敏之
同	菊地 翔太
同	塩見 馨
同	濱辺 希

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、ゴルフ場の経営等を目的とする株式会社であり、「Bクラブ（旧名称Cクラブ）」との名称のゴルフ場を経営しており、A株式会社（以下「滞納会社」という。）は、控訴人との間で同ゴルフ場に係るゴルフクラブの会員となる旨の契約を締結し、控訴人に対して預託金として540万円を支払ったところ、被控訴人は、滞納会社に対する国税等の滞納処分として上記の契約に基づく会員権を差し押さえた。

本件は、被控訴人が、国税徴収法73条5項の規定により上記の会員権について準用される同法67条1項の規定に基づき滞納会社が控訴人に対して有する預託金の返還の請求権の取立

てをすることができると主張して、控訴人に対し、上記の預託金540万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成30年2月24日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を理由があるものとして全部認容したところ、これに不服の控訴人が本件控訴を提起した。

2 前提事実並びに争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中、第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁23行目の「有していたところ、」の次に「鎌倉税務署長は、」を加える。

(2) 同2頁24行目の「滞納会社が有する」を、「国税徴収法73条1項の規定に基づき、滞納会社が控訴人に対して有する」と改める。

(3) 同2頁25行目の「被告に到達した。(甲2、弁論の全趣旨)」を次のように改める。

「控訴人に対して送達された。(甲9の1・2、弁論の全趣旨)」

(6) 鎌倉税務署長から国税通則法43条3項の規定に基づき滞納会社に係る国税等について徴収の引継ぎを受けた東京国税局長は、平成24年1月13日、(5)の後に発生した78万0400円及び未確定の延滞税に係る租税債権を徴収するため、本件ゴルフ会員権を差し押さえ、このことに係る差押通知書は、同月18日、控訴人に対して送達された。

(甲10の1・2、弁論の全趣旨)」

(4) 同2頁26行目の「(6)」を「(7)」と、同3頁2行目の「滞納会社が」を「同年12月22日付けで、滞納会社が」とそれぞれ改める。

3 当審における控訴人の主張

(1) ゴルフ場会員権には、集团的性格等に基づく内在的制約が存し、これによれば預託金返還請求権の行使も制約を受ける。

預託金会員制ゴルフクラブにおいて、会員からの預託金は、その大部分がゴルフ場施設に固定化しているものであって、預託金会員制とはそうした運用によって初めて可能となる経営形態であり、このようなことは被控訴人も含め共通に認識されていることである。

そもそもゴルフ場経営会社においても、預託金返還請求権の行使は想定されておらず、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同12年2月29日第三小法廷判決・民集54巻2号553頁(以下「平成12年最高裁判決」という。)は、「いわゆる預託金会員制ゴルフクラブの諸施設の整備は、通常は多数の会員から利払いの負担のない資金を調達することによって可能になるという経済的な実態があることは公知の事実であり、右実態にかんがみると、右会員契約関係においては、会員となろうとする者が預託金を払い込むことにより会員資格を取得し、ゴルフ場施設利用権を有するに至ることがその基本的な部分を構成するものであるということが出来る」、「破産管財人が破産者の会員契約を解除できるとすると、ゴルフ場経営会社は、他の会員との関係からゴルフ場施設を常に利用し得る状態にしておかなければならない状況には何ら変化がないにもかかわらず、本来一定期間を経過した後に返還することで足りたはずであり、しかも、当初からゴルフ場施設の整備に充てられることが予定されていた預託金全額の即時返還を強いられる結果となる」などとして、預託金会員制ゴルフクラブにおける会員契約の集団性に配慮して、解除権の行使を制限しているものである。

本件においても、滞納会社の入会当時からいわゆるバブル経済崩壊の前後まで、ゴルフ会員権が広く投機対象としてとらえられ、投下資本は市場での売却によって回収することが予定されており、売買価格が預託金の額面を下回る事態は想定されていなかったものである。

上記のとおり、預託金返還請求権の行使には会員権の集団的性格等に基づく内在的制約が存するのであり、据置期間満了時における預託金返還請求権の行使が両当事者の意思であったかのような原審の判断には理由がない。

- (2) 据置期間延長等決議は有効であり、被控訴人もその拘束を受ける結果、被控訴人による預託金返還請求権の行使は認められない。

控訴人は、平成14年2月5日と平成24年3月25日に、本件会則に基づき据置期間延長等決議を行い、滞納会社を含む会員に対し周知した。据置期間延長等決議は、本件会則6条ただし書に定める「天災、会社経営上、その他止むを得ざる事態が発生した場合は、会社取締役会の決議により、常務理事会の承認を得て据置き期間を延長することができる。」との規定を根拠とし、バブル経済の崩壊によるゴルフ会員権価格の暴落等がこれに当たるものとして行われたものであり、もとより各決議は有効である。滞納会社は、現在に至るまで、本件会則の内容及び据置期間延長等決議に対して何らの異議を述べたことがない。よって、滞納会社は据置期間延長等決議を承諾していたというべきであり、被控訴人も本件会則に基づく据置期間延長等決議に拘束される。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があり、全部認容すべきものと判断する。その理由は、当審における控訴人の主張も踏まえ、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中、第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決7頁19行目の末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、預託金会員制ゴルフクラブの会員権ではそもそも預託金返還請求権の行使は想定されておらず、平成12年最高裁判決も上記のようなゴルフクラブにおける会員契約の集団性に配慮してこれに対する権利行使を制限している旨主張する。

しかし、預託金会員制ゴルフクラブの会員権においては一般に預託金返還請求権の行使は予定されていないとするのは、個々の会員権の内容はそれに係る会員契約の内容により定まることと相いれない考え方であり、本件ゴルフ会員権に係る本件会員契約には、控訴人の主張に添う定めは見当たらず、他に本件会員契約の内容についてその定めを文理に反して控訴人の主張するように解すべき事情も見当たらず、上記の控訴人の主張は採用することができない。また、平成12年最高裁判決は、据置期間の満了前における破産管財人による破産法の規定に基づく解除権の行使に関するものであり、本件とは事案を異にし、この点に関する控訴人の主張も採用することができない。」

- (2) 原判決8頁9行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、本件会則に基づく据置期間延長等決議は有効であり、被控訴人もその拘束を受ける結果、被控訴人による預託金返還請求権の行使は認められない旨主張する。

しかし、控訴人の指摘する据置期間延長等決議につき本件会則6条ただし書に定める要件に該当するような事情の存在が認められないことは、既に述べたとおりであり、このような決議による会員の契約上の権利の変更が有効とされるためには、会員の個別的な承諾

を得ることが必要であるところ（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同61年9月11日第一小法廷判決・裁判集民事148号481頁参照）、滞納会社ないし被控訴人においてこれを承諾したと認めるに足りる証拠はない。加えて、本件ゴルフ会員権については、平成13年2月14日に滞納処分としての差押えがされ、これに係る差押通知書は同月18日に控訴人に対して送達されたものであるから、その後にされた据置期間延長等決議については、それをもって被控訴人に対抗し得ない。控訴人の主張は採用することができない。」

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 柴崎 哲夫

裁判官 今井 弘晃